

つくばみらい市義務教育施設適正配置検討委員会要綱

平成 21 年 4 月 24 日
教育委員会告示第 2 号

(設置)

第 1 条 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例(平成 21 年つくばみらい市条例第 4 号)第 2 条に規定する審議会の所掌事務を補助するため、必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、つくばみらい市義務教育施設適正配置検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、教育部長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、政策秘書課長、企画課長、総務課長及び財政課長をもって充てる。

(平 22 教委告示 2・平 23 教委告示 2・平 24 教委告示 1・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(付議事項の周知等)

第 5 条 委員は、委員会に付議された事項について、必要に応じ、所属職員に周知するとともに、所管内の意見を集約し、調査研究に必要な資料として提出するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会主管課において処理する。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年教委告示第 2 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年教委告示第 2 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年教委告示第 1 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。